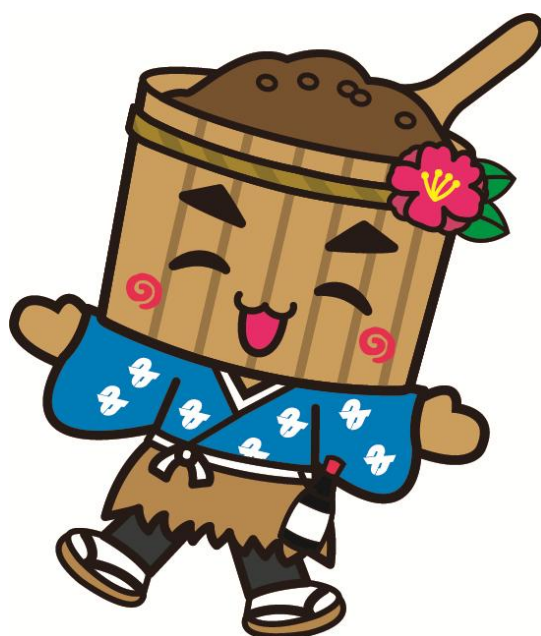


# 武豊町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 4 月  
武豊町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき策定するものである。学校を取り巻く環境が複雑化する中、教職員が健康な状態で、一人一人の専門性を最大限に発揮することができる環境を整備し、教職員の働きやすさと働きがいを両立させ、子どもたちによりよい教育を行うことを目的としている。

武豊町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)では、平成29年3月に愛知県教育委員会より示された「教員の多忙化解消プラン」の趣旨に基づき、本町の教職員の働き方改革に向けた具体的な取組を進めるため、令和2年度より「武豊町多忙化解消プラン策定委員会」を設置した。

本町の教職員の多忙化の実態については、これまでの様々な取組によって、年々、在校等時間は減少傾向にあるが、今後も教職員としての誇りと情熱を失うことなく、一人一人の子どもに丁寧に関わり合いながら、質の高い授業や個に応じた指導を行っていくために「武豊町教職員の多忙化解消プラン」を改定し、本計画として定め、学校・家庭・地域・行政が連携を密にし、それぞれの役割を十分発揮し、協働して子どもの成長を支えることで、働き方改革をより一層進めていきたいと考える。

## (2) 本町の現状

教育委員会では、令和3年3月に、「武豊町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・方針」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 ※( )は令和5年度の割合

	1人当たり月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35時間12分	24.9%(27.2%)	1.4%(1.6%)
中学校	28時間48分	16.0%(19.6%)	2.3%(2.7%)

令和7年3月末現在

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校で24.9%、中学校で16.0%であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっている。特に、年度始めの4月や、運動会や体育祭、学習発表会や文化祭、修学旅行等の各種学校行事が行われる時期は、その準備のために在校等時間の増加につながっているため、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標 ※【 】は令和6年度の数値

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%まで減少させる【9.5%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

#### ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する地域のボランティアなどを通じて、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ◇ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。また、CS統括コーディネーターを配置し、定期的な訪問活動を通して、各学校での取組状況の把握や支援を行うほか、研修会を実施する。

#### ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援するスクールロイヤーを配置し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・当該業務を学校において行う場合は、学校の実態に応じて ICT 支援員や校務支援員を活用する。

### ◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員等が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者へ委託する。

### ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・屋内温水プールの活用により、小学校プール管理の負担軽減を図る。中学校プール管理については、今後研究を進める。

### ◇校舎の開錠・施錠(「3分類」⑩関係)

- ・校舎の開錠・施錠については、会計年度任用職員や校務補助員を活用するなど、特定の職員に負担が集中しない環境整備に努める。

### ◇部活動(「3分類」⑬関係)

- ・武豊町部活動指導ガイドラインに基づき、活動を行う。また、生徒の活動の場を確保するため、地域クラブ活動推進事業を推進する。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇授業準備(「3分類」⑮関係)

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・アシスタントを配置活用する。また、授業準備の補助については、ICT支援員や校務支援員も活用する。授業や授業準備を効率的に行うことができるようにデジタル技術の活用を促進する。
- ・小中学校のセンターサーバ化によるデータの共有化を進める。

### ◇学習評価や成績処理(「3分類」⑯関係)

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ◇学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

- ・地域学校協働本部との協働、連携を進める。
- ・学校行事について、各校の取組に関する情報を共有化し、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

- ・スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、関係機関や関係者と連携して児童生徒の課題解決に取り組める体制を構築する。
- ・身辺介助や安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う特別支援員を配置する。
- ・スクールカウンセラーを、原則中学校に週1日、小学校に月1日配置する。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、町教育支援センターと校内教育支援センターの連携を図り、効果的な支援を促進する。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談を充実させるため、特別支援教育相談員を配置する。
- ・外国籍の児童生徒・保護者への対応を円滑に進めるため、国際交流員を配置する。

#### (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で標準時間数を基準に設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度や最終下校時刻の見直し、学期当初の半日日程、短縮授業の設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、47%にする。【R6結果 38%】
- ・勤務時間外における電話の自動音声対応時間の見直しを図る。

#### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医・産業保健師に相談できる体制を整備する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・退校時刻を原則20時に設定する。また、学校における定時退校日を定期的に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。また、首長部局や学校運営協議会と連携して、地域ボランティアの確保・充実に努める。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。